南房総市外の事業所を南房総市が指定する場合（南房総市の被保険者が利用の場合）

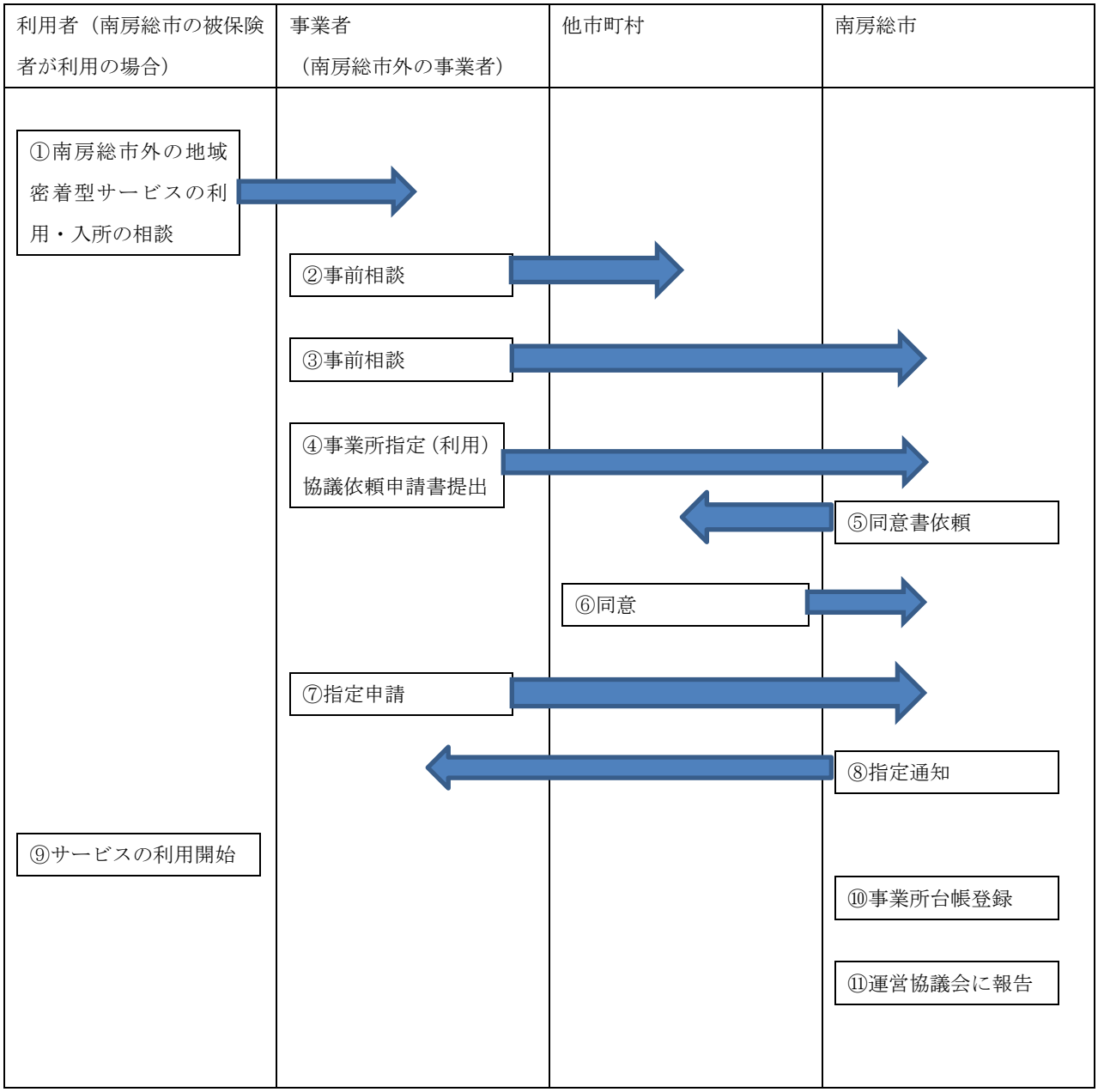

南房総市の同意を求める基準

次の基準のいずれかを満たしていること。

(1) 当該事業所の所在地が安房郡市内である場合で、市内に所在する指定地域密着型事業所の定員に空きがない場合。

(2) 当該事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいる場合。

(3) 虐待、疾病又は生活上等、他の市町村の地域密着型サービス事業所の利用についてやむを得ないと認められる理由がある場合。

他市町村の同意基準

他市町村にお問い合わせください。